

(案)

令和 8 年度都市緑化推進事業委託業務契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、都市緑化推進事業に関する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（注意義務）

第 2 条 乙は、各実施要綱に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行しなければならない。

（委託期間）

第 3 条 契約締結日から令和 8 年 12 月 18 日までとする。

（委託料）

第 4 条 甲は、第 1 条の規定に基づき乙に対して、金〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇円とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2 委託料の対象経費は別表 1 のとおりとする。

3 乙は、甲から付託された委託料を委託業務以外の目的に使用してはならない。

4 甲は、第 1 項の適法な請求があったときは、請求を受けたときから 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

5 甲は、自己の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（委託料の変更）

第 5 条 契約締結後において、天災事変その他予測しがたい状況の変化により委託業務が履行できなくなったときは、その事情に応じ甲乙協議して委託料の額を変更する。

（再委託の制限）

第 6 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせては

ならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を委任し、又は請負わせようとするときは、30日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(事業報告書及び収支決算書の提出)

第7条 乙は当該事業終了後7日以内に事業報告書及び収支決算書を甲に提出しその承認を受けるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 本契約の履行について、乙又はその従業員に不正な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後の事情により、契約を継続する必要がなくなったとき。

- 2 甲は、前項第4号の定めにより本契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を2か月以内に通知しなければならない。
- 3 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより本契約を解除する場合、違約金として第4条に定める契約金額の100分の10に相当する額を徴収する。ただし、履行済の分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(暴力団等の排除)

第9条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはコンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約又はその他の契約に当たりその相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(個人情報保護)

第10条 乙は、沖縄県個人情報保護条例(平成17年3月31日条例第2号)の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第11条 この契約に関し疑義が生じたとき又は、この契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(契約保証金)

第12条 沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。

この契約の締結を証するために契約書を2通作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 - 2 - 2
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所
会社名
代表者名